

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年6月12日

収支等命令者

佐賀県監査委員事務局副事務局長 古賀 武文

## 1 競争入札に付する事項

- |              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 委託業務名    | 令和7年度佐賀県工事技術調査業務委託                  |
| (2) 委託業務の仕様等 | 令和7年度佐賀県工事技術調査仕様書のとおり               |
| (3) 委託期間     | 契約締結の日から令和8年3月25日まで                 |
| (4) 履行場所     | 佐賀県監査委員事務局が指定する現地機関等の所在地及び調査対象工事の現場 |

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種の契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。
- (5) 工事技術調査を履行するに当たり、必要な知識及び技術を有する技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士）の配置について、適正な調査・支援体制を整えることができる者であること。  
また、佐賀県建築住宅課が発注した建築工事については、必要な知識及び技術を有する1級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士）の資格を保有する技術士の配置について、適正な調査・支援体制を整えることができる者であること。  
技術士、建築士においては同一者でなく各々1名計2名の配置でも可とするが、委託料積算は1人分で行うこと。
- (6) 佐賀県建設業者施行能力等級表（建設工事）及び佐賀県建設工事施行能力等級表（建設関連業）に登載されている者でないこと。

- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に關係資料を添付のうえ、**令和7年6月27日（金）午後5時まで**に下記の担当部署に郵送してください。（**令和7年6月27日（金）午後5時まで**に担当部署に必着）

提出した關係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。  
また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。  
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### (1) 入札参加資格確認申請書及び關係資料

- ア 入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- イ 営業概要書（別記様式2）
- ウ 登録技術士の専門分野別内訳調書（別記様式3）
- エ 同種業務の履行実績調書（別記様式4）

#### (2) 担当部署

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目6番5号  
佐賀県監査委員事務局 財務監査担当4班  
電話 0952-25-7243 FAX 0952-25-7325

### 4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。  
入札参加資格の確認結果は、令和7年7月4日（金）までに通知します。  
なお、入札参加資格の確認結果を受領後、入札に参加しないこととした場合は、入札辞退届（別記様式5）を提出してください。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 問い合わせ先

上記3(2)の**担当部署**に同じ

### (2) 入札説明会

実施しません。

### (3) 入札書の提出の期限、場所及び提出方法

ア 期 限 令和7年7月16日(水)午後5時

イ 場 所 佐賀県監査委員事務局：上記3(2)の担当部署

ウ 提出方法 上記3(2)の担当部署に書留郵便で郵送してください。

期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。

また、外封筒に「令和7年度佐賀県工事技術調査業務委託入札書在中」と朱書きし、内封筒に別に定める入札書(別記様式6)を封入してください。

### (4) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年7月17日(木)午後1時30分

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内1丁目6番5号 佐賀県庁南館4階 41号会議室

### (5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

なお、入札者の代理人が立ち会う場合は、委任状(別記様式7)を提出してください。

## 6 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

#### ① 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積る契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件の全てを満たす者で、過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合（契約書の写し、契約相手先からの履行証明書又は完了確認書及びそれらに類するものなどで履行確認ができる場合）

## ② 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記①イに掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で、過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合（契約書の写し、契約相手先からの履行証明書又は完了確認書及びそれらに類するものなどで履行確認ができる場合）

## (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

入札に付する金額は、別添「令和7年度佐賀県工事技術調査仕様書」に掲げる調査及び研修会の日数に応じた費用（交通費等を含む。）総額として見積ってください。

## (3) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のア及びイのいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

なお、入札者の代理人がくじを引く場合は、委任状（別記様式7）を提出してください。

(6) 再度の入札

第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、再度入札日を通知します。

入札の実施回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。